

大阪市東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」編集委員会設置要綱

(目的)

第1条 区民のニーズに合致した行政情報・地域情報等を効果的に提供できるよう、全庁的な推進体制として大阪市東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」編集委員会（以下「編集委員会」という。）を設置し、広報内容の充実を図る。

(所轄事項)

第2条 編集委員会は、次に掲げる事項について、検討・決定を行う。

- (1) 基本方針や基本的事項に関すること
- (2) 毎月の掲載記事に関すること

(構成員)

第3条 編集委員会の構成員は、次のとおりとする。ただし、編集内容等に応じて構成員以外の者を加えることができる。

- (1) 委員長 区長
- (2) 委員 別紙のとおり

(会議)

第4条 編集委員会は毎月 12 日を目途に、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、書面による議決をもって会議に代えることができる。

(庶務)

第5条 編集委員会の庶務は、総務課（総合企画）において行う。

(施行細目)

第6条 この要綱の施行に必要な事項については、区長が定める。

附則

この要綱は、昭和 53 年 3 月 17 日から実施する。

附則

この改正要綱は、昭和 58 年 8 月 10 日から実施する。

附則

この改正要綱は、昭和 61 年 4 月 16 日から実施する。

附則

この改正要綱は、昭和 63 年 4 月 13 日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成元年4月13日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成3年4月12日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成5年4月14日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成6年2月9日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成6年4月11日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成6年5月11日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成8年5月29日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成9年4月16日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成12年4月14日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成16年4月14日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この改正要綱は、平成 19 年 8 月 3 日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別 紙

構成員

区長

副区長

総務課長

総合企画担当課長

地域課長

企画調整担当課長

安全安心企画担当課長

窓口サービス課長

保険年金担当課長

保健福祉課長

地域包括ケア推進担当保健主幹

子育て企画担当課長

生活支援担当課長

出張所長